

(平成22年11月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山口地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

私が、昭和 53 年 4 月に A 市の事業所に B 職として就職した時に、父が、C 町役場 D 支所（当時）で国民年金の加入手続をしてくれた。年金手帳の交付も受けて現在所持している。

保険料は母が納付してくれていたが、母から「あなたの保険料を立替えて、まとめて払っておいたから、後で返しなさいよ。」と言われたことを記憶している。

領収書や家計簿等は所持していないが、申立期間の保険料を納付していることを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金被保険者期間の国民年金保険料はすべて納付しているほか、昭和 59 年 6 月から 63 年 3 月まで期間の保険料を前納している上、申立期間当時、申立人と同居していた両親は、35 年 10 月に国民年金に加入し、国民年金被保険者期間の保険料はすべて納付していることから、申立人及び両親の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人は、母親から「あなたの保険料を立替えて、まとめて払っておいたから、後で返しなさいよ。」と言われたことを記憶しており、申立期間当時、申立人及び両親と同居していた兄は、「時期ははっきりとは憶えていないが、母から妹の国民年金保険料をさかのぼって、まとめて払った方が良いかどうかについて相談を受け、妹の将来のために払っておいた方が良いでしょうと母と話し合った記憶がある。」と供述している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和 55 年 2 月 1 日に C 町において払い出され、53 年 4 月 1 日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、この時点では、申立期間に係る保険料は過年度納付することが可能であった。

加えて、申立期間当時の申立人の世帯は、世帯全員が就労しており、申立人の国民年金保険料を納付することが困難な経済状況では無かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和 63 年 6 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 10 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月 30 日から同年 6 月 1 日まで  
私は、有限会社Aに昭和 63 年 5 月 31 日までの期間において継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年 3 月 30 日と記録されている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、複数の同僚の供述及び有限会社Aの事業主が保管する申立人に係る「昭和 63 年分退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿」から、申立人が昭和 63 年 5 月 31 日までの期間において同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額は、前述の源泉徴収簿及び申立人の昭和 63 年 2 月の有限会社Aに係るオンライン記録から 10 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所

(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年8月から54年3月まで

私は親に勧められて、昭和45年8月23日にA市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。

当時の国民年金手帳は所持していないが、「A市B町」の住所が記載されていたこと、当初から付加を付けたことを覚えている。

自分で加入手続を行ったのに、何年も保険料を納付しないということは考えられないので、申立期間の納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日により、昭和55年3月に払い出されたと推認でき、その時点では、申立期間のうち45年8月から52年12月までの期間に係る国民年金保険料は、時効期限が到来しているため、制度上、納付することができない上、申立期間において、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は104か月と長期間であり、このような長期間にわたり、申立人の納付記録が連続して毎回欠落することは考え難い。

さらに、申立人は「当初から付加保険料を納付していた。」と記憶しているところ、付加保険料制度が始まったのは昭和45年10月からである上、オンライン記録から申立人が55年4月24日に付加納付の申出を行っていることが確認でき、申立人の保険料納付額に関する記憶は曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月及び同年3月の国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月及び同年3月

私は、昭和54年4月から平成10年2月までの期間において、国民年金付加保険料を、妻と一緒に納付したのに、申立期間の付加保険料のみ未納とされていることに納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A市が平成3年5月23日に作成した同年4月30日現在の平成2年度国民年金検認票において、申立人の申立期間に係る国民年金保険料（定額保険料及び付加保険料）は未納と記録されていることから、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料については、現年度納付されなかったことが推認できる。

また、国民年金被保険者台帳から、申立人は、申立期間に係る国民年金の定額保険料を平成3年7月10日に過年度納付したことが確認できるところ、国民年金付加保険料は過年度納付することができないことから、申立人は申立期間に係る付加保険料を納付することができずに、国民年金保険料のみを納付したと考えるのが自然である上、当該記録については、オンライン記録とも整合しており、不自然さは見られない。

さらに、申立人は、申立期間について、国民年金付加保険料の納付に関与しておらず、申立人の付加保険料と一緒に納付したとする申立人の妻も、申立期間の付加保険料が未納と記録されている上、妻から申立期間に係る付加保険料の納付をうかがわせる具体的な供述を得ることもできなかった。

加えて、申立人の国民年金付加保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに付加保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月 15 日から 55 年 7 月ごろまで

私は、昭和 53 年 9 月に、有限会社Aに入社し、同社B店に配属されていた時は午前 9 時から午後 4 時までの時間において勤務しており、駅前にある同社販売店に勤務の時は、最初の勤務地で午前 8 時から 12 時までの時間において勤務し、次の勤務地で午後 2 時 30 分ごろまで勤務していた。

入社の際、社長に、厚生年金保険や雇用保険の加入について約束されていた。

例年、7 月ごろはCの売れ行きが悪くなるため、昭和 55 年 7 月ごろに有限会社Aを退職したと記憶している。

申立期間において、私が有限会社Aに勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和 53 年 9 月 1 日から 54 年 9 月 14 日までの期間において有限会社Aに勤務していたことは、雇用保険の被保険者記録により確認できるが、申立期間に係る記録を確認することができない。

また、申立人は、「有限会社Aを退職した際に、解雇予告手当を受け取った記憶があり、雇用保険の所定の待期期間を経た後は、給付制限を受けること無く基本手当を受給した記憶がある。」と述べているところ、申立人に係る雇用保険の記録において、昭和 54 年 9 月 14 日に有限会社Aを離職した際に、基本手当の受給手続きを行っていたことが確認できる。

さらに、申立人は、「失業等給付(基本手当)を受給するには2年間の雇用保険の被保険者期間が必要であるため、仮に昭和 54 年 9 月に有限会社

Aを退職していたとすれば、基本手当を受給できなかったのではないか。」と主張しているが、当時の雇用保険法第13条(基本手当の受給資格)では、「離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上であった時」に基本手当を支給すると定められており、申立人は、昭和53年9月1日から54年9月14日までの期間について有限会社Aに係る雇用保険の被保険者記録が確認でき、当該記録は、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と符合することが確認できる。

加えて、申立期間当時の事業主及び事務担当者は既に亡くなっており、人事記録等も保管されていないことから、申立人が申立期間当時において有限会社Aに勤務していたことを確認することはできない。

また、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人が名前を覚えており、申立人より長く勤務したとする同僚は、昭和54年10月6日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるものの、当該同僚に連絡を取ることができず、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 25 日から 33 年 10 月 25 日まで  
私は、昭和 32 年 4 月 25 日に A 有限会社に入社し、同社の寮に住み込み、33 年 10 月 25 日までの期間において同社に勤務した。  
申立期間において、厚生年金保険に加入していたと思うので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 32 年 4 月 25 日から A 有限会社勤務していたとしているが、i) 申立人に係る B 訓練所の記録から、申立人は、同年 4 月 10 日から 33 年 3 月 27 日までの期間において、B 訓練所に在籍していたことが確認できること、ii) A 有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、同年 4 月以降の期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき連絡先が判明した 11 人に照会したところ 9 人から回答があり、そのうち 5 人が、申立人と同一時期に入社したとする同僚 3 人の氏名を記憶しており、このうちの一人は、当該同僚 3 人について、「申立人を含め 3 人とも、昭和 33 年に入社した C 職である。」と回答しているところ、A 有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚 3 人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は入社したとする時期から約 9 か月を経過した昭和 34 年 1 月 25 日となっていることが確認できる。

また、申立人と同一時期に入社したとする前述の同僚一人を含む 3 人

は、「A有限会社では、厚生年金保険に加入するまでに数か月の試用期間があった。」と供述しており、A有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該同僚3人の厚生年金保険被保険者資格の取得時期とそれぞれが供述する勤務の開始時期が一致していないことが確認できることから判断すると、当時、申立事業所では必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、A有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、事業所索引簿から、A有限会社は昭和44年11月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、当時の社会保険事務担当者とも連絡が取れず、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び資料が得られない。

このほか申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 10 月 1 日から 31 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 31 年 10 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①は、私の夫が病気になり勤務できなくなったため、A市B区にあったC店「D」で、Eの業務に従事した。

また、申立期間②は、F市において、詳細な時期は記憶していないが、G社、H社、I社（現在は、J株式会社）でK職として勤務し、また、L店「M」に在籍し同社のN職として勤務した。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A市B区にあったC店「D」に勤務したと申し立てているが、A市B区でO業を営む事業者が加入している同市B区P組合は、「申立期間①当時、A市B区に『D』があったことは確認できない。」と回答している上、A市保健所も、「『D』と一致する名称の店舗に係る記録は確認できない。」と回答していることなどから、申立事業所を特定することができない。

また、適用事業所原簿において、C店「D」及び「D」と類似名称の事業所が、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

さらに、申立人は、同僚の氏名を記憶していないことから、同僚から申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の具体的な状況について確認することもできない。

このほか、申立人が、申立期間①において申立事業所に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②におけるG社について、申立人は、F市内において同社のK職として勤務したと申し立てている。

しかし、G社は、「申立期間②当時の人事記録を保管しているが、この人事記録により、申立人の当社での在籍は確認できない。」と回答している。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していない上、F市を管轄していたG社Q支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時、被保険者記録が確認できる同僚は申立人を記憶していないことから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の具体的な状況について確認できない。

さらに、G社Q支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人が、申立期間②においてG社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間②におけるH社について、申立人は、F市内において同社のK職として勤務したと申し立てている。

しかし、H社は、「申立期間②当時の資料は無く、申立人が当社に在籍した事実は確認できない。」と回答している。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していない上、F市を管轄していたH社R支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時、被保険者記録が確認できる複数の同僚は申立人を記憶していないことから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の具体的な状況について確認できない。

さらに、H社R支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間②においてH社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間②におけるI社について、申立人は、F市内において同社のK職として勤務したと申し立てている。

しかし、J株式会社は、「申立期間②当時の資料は無く、申立人が当社に在籍した事実は確認できない。」と回答している。

また、I社は、従業員の厚生年金保険の加入について同社本社が一括

して行っているところ、申立人は、同僚の氏名を記憶していないことから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、F市において勤務していた同僚を特定することができず、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の具体的な状況について確認できない。

このほか、申立人が、申立期間②においてI社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、I社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

- 5 申立期間②におけるL店「M」について、申立人は、F市にあった申立事業所に勤務したと申し立てているが、F商工会議所は、「申立期間②当時、F市にL店『M』があったことは確認できない。」と回答している上、申立期間②以前より、F市において営業していたとする複数のL店も、「L店『M』があったか否かは不明である。」と回答していることなどから、申立事業所を特定することができない。

また、適用事業所原簿において、L店「M」及び「M」と類似名称の事業所が、F市において厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

さらに、申立人は、同僚の氏名を記憶していないことから、同僚から、申立事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の具体的な状況について確認することもできない。

このほか、申立人が、申立期間②においてL店「M」に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月ごろから 62 年 8 月ごろまで  
私は、申立期間当時、株式会社Aに勤務し、Bの業務に従事していた。  
株式会社Aには、会社設立当初から正社員として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び株式会社Aの事業主の供述から判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 60 年 4 月 1 日から 61 年 9 月 20 日までの期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、株式会社Aの事業主は、「当社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が退社した後の昭和 61 年 12 月 1 日であり、厚生年金保険の適用事業所となる前の期間について、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことは無い。」と回答しているところ、適用事業所原簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 61 年 12 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人の業務を引き継いだとする同僚は、「申立人は、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所となる前に同社を退社した。同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間について、給与から厚生年金保険料を控除されたことは無い。」と供述しているところ、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者はいない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。